

議案第 3 2 号 加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例案に対する
修正動議

上記の動議を、地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び会議規則第 1 7 条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

令和元年 6 月 2 5 日

加西市議会議長 土 本 昌 幸 様

発議者	加西市議会議員	深 田 真 史
〃	〃	丸 岡 弘 満
〃	〃	黒 田 秀 一

議案第32号 加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例案に対する
修正案

加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように修正する。

第10条を第12条とし、第9条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(公表)

第11条 市長は、毎年度1回、この条例の運用状況、業務の進捗、その効果等について、取りまとめ、公表するものとする。

第8条を第9条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

(採用の公正の確保)

第4条 任命権者は、第2条の規定に基づき、選考により、任期を定めて職員を採用する場合には、従事させようとする業務の内容を明確にするとともに、選考される者についてその業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無、資格等に基づき、公正な選考を行い、採用しなければならない。

附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

(条例の見直し)

2 市長は、この条例の施行後2年を経過した場合において、この条例の施行状況について検証し、検証結果を議会に報告するとともに公表し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(修正理由)

8年前の条例廃止時の議論並びにその後の検証結果を踏まえて、条例がより効果的に運用されることで、その効果が存分に発揮できるものとするとともに、制度の深化、向上を図るため。